



## 1.事業の趣旨

兵庫県遊技業協同組合は、阪神・淡路大震災という未曾有の自然災害を体験し、力強く復興に努めてきた業界の経験を踏まえ、21世紀は、地元の人々とともに歩む「共生の時代」であると考えました。コミュニティを支える人々の心や、地域社会に根ざした文化とともに歩むべく、あらゆる人々との交流が重要・不可欠と考え、神戸新聞グループの協力を得て、コミュニティの育成や文化の振興、さらには地域創生などの事業を支援する基金を整備し、地域社会との共生を推進したいと考えています。

## 2.事業の概要

兵庫県遊技業協同組合加盟の遊技ホールのお客様の協力を得て、遊技時に出たこぼれ玉や景品交換後の余り玉、それにホールからの寄付金を加えて(すべてを「ハート玉」と呼びます)、基金として積み立てていきます。その基金から兵庫県内のボランティア・福祉事業および地域振興事業の支援金として毎年1回、実施団体に寄付し、地域社会への貢献、地域文化の育成を図ります。

### □地域ボランティア・福祉支援「ボランティアあしすと」部門

兵庫県内のボランティア・福祉活動を行うNPO法人や福祉ボランティア団体、青少年の健全育成に関わる団体等を支援します。

### □地域振興(町おこし)支援「ふるさと振興サポート」部門

兵庫県内の地域振興(町おこし)活動をしている民間団体やNPO法人、第3セクター等を支援します。

## 3.支援対象団体

- ①5人以上のグループで活動されている地域の団体またはボランティア団体
- ②支給された支援金の管理及び事業を遂行できる団体
- ③兵庫県内を主たる活動の場とする団体
- ④代表者、事務局等が明確になっている団体
- ⑤報告書を期日までに提出することができる団体
- ⑥法人化の有無は不問

## 4.支援対象期間・内容

支援の対象となるのは平成25年7月1日から平成26年6月30日までに終了する事業(多年度にわたる事業でも良いが、この期間内の活動のみを支援対象とする)で、具体的な内容は下記の通りです。

### ボランティアあしすと

- ・環境の保全や創造に関する事業
- ・自然災害等による被災者支援や被災地復興を含む災害救援に関わる事業
- ・地域の安全、防犯等に関わる事業
- ・青少年の健全育成に関わる事業
- ・その他、公益の目的と認められる事業

### ひょうごふるさと振興サポート

- ・地域社会の教育の増進を図る事業
- ・地域のまちづくりの推進を図る事業
- ・地域の文化・芸術・スポーツの振興を図る事業
- ・その他、地域振興に関わると認められる活動を行なう事業

## 5.支援対象とならない事業

政治活動・宗教活動・営利活動やその他、本事業の趣旨にそぐわないと判断される活動。また、兵庫県遊技業協同組合の関わるその他支援事業で支援を受けた同一の事業は受給できません。

## 6.支援金額

支給される支援金は、1事業について総事業費の4分の3以内で、最高100万円とします。

## 7.広報活動への活用

支援させていただいた団体の活動状況を、後日、写真等を添えて報告していただきます。(詳しくは「12.事業報告」を参照して下さい。)その報告内容を「はあ～とふるふあんど委員会」ならびに兵庫県遊技業協同組合の広報活動(ホームページや冊子、新聞、ラジオ等)に活用させていただきます。

## 8.申し込み方法

別紙「支援申し込み書類についての注意事項」を必ずお読みください。

### ■必要な書類

- ①支援金支給申請書:所定の用紙に記入してください。(書式1)
- ②団体概要書:所定の用紙に記入してください。(書式2)
- ③事業計画書:所定の用紙に記入してください。(書式3)
- ④事業収支予算書:所定の用紙に記入してください。(書式4)

なお、内訳欄には各事項の明細をできる限り詳しく記入ください。

別紙(書式は自由)等で添付していただいて結構です。

- ⑤事業計画スケジュール:所定の様式に従って作成してください。(書式5)

※申請書式は兵庫県遊技業協同組合のホームページからもダウンロード可能です。

<http://www.hoyukyo.or.jp>

### ■添付する書類

それぞれの団体の活動を紹介する写真、資料、パンフレット、新聞・雑誌の記事等(無い場合は結構です)

### ■提出先

はあ～とふるふあんど事務局まで郵送または持参をお願いいたします。

(FAX・e-mailでの提出は不可)

持参される方は平日の午前10時～午後5時までの間にお願いいたします。

株神戸新聞事業社内 はあ～とふるふあんど事務局  
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-5-7 神戸情報文化ビル8F  
TEL.078-362-8505 FAX.078-362-7363

### ■申し込み期間

平成25年1月7日(月)～3月8日(金) 午前10時から午後5時まで

●土・日・祝日は受付できません。●最終日必着とします。

## 9.選考の方法

当支援事業に対する審査会を設置し、厳正かつ公正に選考いたします。尚、申し込みがあった事業のうち内容が不明確なものについては、直接にお伺いして、お話しをお聞かせいただくこともありますので、ご協力をお願いいたします。

## 10.選考結果の通知

申し込みいただいた団体に対し、選考の結果を、書面にて通知いたします。

※合否の理由に関するお問い合わせには応じかねますので、ご了承ください。

## 11.支援金の交付

支援が決定した団体に対しては、項目10の選考結果と一緒に所定の手続き書類を郵送いたします。当基金との支援に関する覚書の締結等の手続きが完了後、授与式にご出席ください。支援金は銀行振込(新規口座を開設してください。決算報告時に必要です。)にて支給いたします。

## 12.事業報告

支援を受けた団体は、支援対象事業終了後、速やかに(1ヶ月以内)所定の様式により事業報告を提出いただきます。また支援事業のうち、できるだけ多くの事業について開催日当日、会場にお伺いして活動の状況を確認させていただきますのでご協力をお願いいたします。また事業報告の写真は兵遊協が発行する社会貢献活動報告誌やホームページ、ポスター、新聞、テレビ広告等に使用します。

※申込事業が全く実施されていないこと、途中で中止されたこと、また、支援金の使途が申込事業以外であったり、不明であることが判明した場合には、覚書に従って支援金の返還をお願いすることになりますので、予めご了承ください。